

# 大学評価に関する特別委員会からの報告

委員長 阿部 博之

## 1. はじめに

現在国立大学の置かれている状況を厳しく認識し、行政改革のうねりに対して受け身でなく能動的に対応する必要があるという観点から、本特別委員会を設置することが会長から提案され、理事会の議を経て昨（平成10）年6月の総会で決定された。またこれに前後して大学審議会が中間まとめ（同年6月30日）、答申（同年10月26日）を発表し、「多元的な評価システムの確立」の一環として「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者評価機関」の新設を提言したことは周知のとおりである。

## 2. 科研費による「大学評価機関に関する研究会」（研究代表者 阿部博之）の設置

上記の研究会を会長、副会長との協議のうえ、本特別委員会委員長の私を研究代表者として昨（平成10）年9月に発足させた。研究期間は平成10年度後半と11年度の一年半である。本特別委員会から6人が共同研究者となっているほか、私立大学からも参加している。以上については昨年11月の総会でも報告したとおりである。欧米等における大学評価の事例について文献調査および現地調査を行うとともに、その長短を分析し、我が国への適用可能性を議論することを目的としている。ただしこの研究会は科研費の性格上、具体的な制度についての方針決定には必ずしも馴染まない。ここでの議論の状況は、本特別委員会にも逐次、報告されている。

## 3. 国立大学協会総会（平成10年11月）での報告

この総会において、本特別委員会についての報告を委員長として行い、あわせて『第三者評価機関による評価にあたっての留意点』を口頭で説明したが、これをあらためて文書として添付する（別添3）。また総会での議論をふまえて『大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者評価機関」の具体化に関連する要望書』を文部省に提出した。これについてはすでに各大学に送付済みであるが、参考のために添付する（別添4）。

## 4. 本特別委員会における検討作業

詳細な検討を行うために立川涼委員を座長とする委員7名（うち学長5名）で組織するワーキング・グループを設けた。ここでの作業をもとに『大学評価機関についての論点整理』が作成されたのでこれを添付する（別添5）。

## 5. 平成11年度予算での予算措置

平成11年度予算には、大学評価機関（仮称）について以下の創設準備経費が盛り込まれている。

- 創設準備要員 2人（教授1人、事務官1人）
- 創設準備費 18百万円

創設準備室は学位授与機構に置かれることになっている。機関自体の創設は、平成12年度概算要求に組み入れることをめざしている。また創設準備委員会が設置されることになっており、これには国立大学協会からの参加も予定されている。

## 6. その他

本委員会は、大学評価機関の設置は、現在の国立大学を取り巻く情勢からみて必要かつ有用であり、また大学評価機関についての認識を各国立大学の教官の間で深めることが緊要であると考え、また今後とも文部省と積極的に意見交換を行い、必要な協力、意見表明を行うことが必要である。

## 大学評価に関する特別委員会

委員長	○	阿部 博之	(東北大学長)
委員	○	丹保 憲仁	(北海道大学長)
〃		四ツ柳 隆夫	(東北大学教授)
〃	○	金子 元久	(東京大学教授)
〃		鈴木 基之	(東京大学教授)
〃		中嶋 嶺雄	(東京外国語大学長)
〃		中谷 巖	(一橋大学教授)
〃	○	松尾 稔	(名古屋大学長)
〃		丸山 正樹	(京都大学教授)
〃		有本 章	(広島大学教授)
〃	◎	立川 涼	(高知大学長)
〃		内田 博文	(九州大学教授)
〃	○	田中 弘允	(鹿児島大学長)
〃	○	天野 郁夫	(国立学校財務センター教授)
〃		伊藤 博之	(東北大学事務局長)

◎はワーキンググループ座長

○はワーキンググループ委員

平成10年11月

### 第三者評価機関による評価にあたっての留意点

国立大学協会・大学評価に関する特別委員会委員長  
科 研 費・大学評価機関に関する研究会代表者  
阿 部 博 之

大学の評価については、民間の機関をも含め、様々な立場から多面的な評価が考えられ、一部ではすでに実施されている。

その中で、公的な性格を有する第三者機関による評価は、大学ないし学部、学科の教育・研究を鼓舞し、活性化するものでなければならない。またそのための必要な社会的な支援を確保することに資するものでなければならない。評価は諸刃の剣であることを、常に認識しておくことが大切である。

これからは、大学の多様化が進むことになる。それぞれの大学が個性を発揮して、独自に発展することに資する評価が求められる。したがって、評価システムは、このような大学の教育目標や特質、また大学の自立性に十分に配慮し、画一的にならないようなものでなければならない。

学術研究については、国際的水準のCOE形成をはじめとして、研究水準の高度化に資するための評価でなければならない。合わせて、萌芽的研究、地道な熟成を必要とする研究、劣悪な研究環境下でなされた優れた研究への配慮が肝要である。

第三者機関の評価結果について、被評価機関による意志表明の機会を持てるような配慮も必要である。

平成10年11月12日

事務次官 佐藤禎一  
高等教育局長 佐々木正峰  
学術国際局長 工藤智規 殿

国立大学協会会長  
阿部 謹 也

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の  
「評価と情報収集・提供，調査研究の第三者機関」の具体化に  
関連する要望書

本年10月26日の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」で提言されている「評価と情報収集・提供，調査研究の第三者機関」に関連して，以下の諸点を要望する次第であります。

1. 「教育研究活動の個性化や質的充実に向けた各大学の主体的な取組を支援・促進する」という第三者機関による評価の目的を達成するために，それにふさわしい組織と規模を備え大学関係者の参画を得て自律的に運営し，各大学の個性が十二分に発揮できるような評価方法を備えた第三者機関の実現をお願いします。
2. 評価の主たる対象が国立大学とされていることに伴い，第三者機関の運営，評価の方法と内容等々の在り方が，各国立大学の教育研究の在り方等と密接に関わると考えられるので，これらの具体的内容の検討に際しては，当協会と緊密な連絡の上に立って進められるよう希望する。
3. 第三者機関による評価が国立大学の予算配分に際して参考資料の一部として活用される場合には，配分に関する基本的な方針・基準の作成に際しては，当協会の意見を求めるなどの配慮を希望する。

# 大学評価機関についての論点整理

平成11年4月2日

国立大学協会

大学評価に関する特別委員会

はじめに

- 1 基本的な理念
- 2 「大学評価」の諸側面
- 3 具体的な検討の方向

むすび： 今後の検討課題

附論： 主要 OECD 諸国における大学評価

## はじめに

大学審議会は昨（平成 10）年、大学に対する第三者評価機関（以後、「大学評価機関」と仮称）の設置を答申した。これをうけて本（平成 11）年度予算に設立準備委員会の設置が計上されており、ここでその具体的な活動内容・組織についての検討をおこない、来（平成 12）年には正式に発足の運びとなる見込みである。同時に情報公開法も制定され、国立大学は可能な範囲で情報を国民に公開する義務を負うことになる。そうした状況は我が国だけに限られるのではなく、OECD 諸国においても大学改革は大きな課題となっており、その中で大学評価が様々な形で試みられつつある。

さらに周知のように行政改革の流れの中でここ数年来、国立大学の設置形態の改変が議論されてきた。先ごろ発表した中央省庁等改革大綱において政府は、国立大学の独立行政法人化について平成 15 年までに結論を得るとしている。国立大学はいま、かつてない岐路にたっているといえよう。それは、社会の大学に対する期待が高まっているとともに、これまでの大学の姿勢に厳しい批判があることを示している。これに対して、国立大学がみずから教育研究活動の高度化をはかり、21 世紀にむかって新しい社会の構築に寄与するビジョンを示すこと、そしてそうした姿勢を積極的に社会に示してその理解を得ること、これがきわめて切迫した課題となっているのである。

こうした観点からみれば今検討されつつある大学評価機関は、国立大学が積極的にその未来を切り拓き、社会の支持を得るうえで、まさにクリティカルな意味をもっているといわねばならない。しかし他方でその方向を誤れば、日本の高等教育に混乱を招き、これまで蓄積されてきた教育研究水準を崩壊させる危険もまたないわけではない。具体的にどのような大学評価が必要なのかを、国立大学として主体的に検討し、また望ましい大学評価を形成する試みに積極的に参加していくことが、緊要の課題として要請されている。

このような観点から国立大学協会としては「大学評価に関する特別委員会」を設置し、大学評価機関の理念、具体的なあり方についての基本的な姿勢を検討してきた。しかしいうまでもなくこれは、今後の国立大学のあり方そのものに密接に関わる問題であり、各大学において広範な議論が進められることが不可欠である。そこで特別委員会での検討の内容をひとまずとりまとめ、これを各大学での議論の材料としていただくこととした。

以下では、大学評価機関のあるべき姿について基本的な理念を検討し（第 1 節）、諸外国の事例などを参考に、大学評価と呼ばれるものの諸側面を整理したうえで（第 2 節）、わが国での大学評価機関の形態・内容について今後具体的な検討を進めるための準備として、とりあえず三つの方向を例示し、そのそれぞれについて問題点を検討した（第 3 節）。またこうした議論に必要な限りで、主要 OECD 諸国での大学評価の概要を示した（附論）。

## 1 基本的な理念

まず大学評価機関の目的と内容、運営についての基本的な原則にかかわる論点を以下に整理する。

### 教育研究の高度化と活性化

第一の論点は、大学評価を行う究極の目的はどこにあるのか、という点である。我々は、それは基本的に、大学における教育研究活動の高度化と活性化にあると考える。

日本の社会はいま戦後最大の岐路にある。これまでの発展の機能的限界が露わになると同時に、新しい国際環境の中でどのような新しい社会を構築するかが問われているのである。新しい社会の具体的な形態はまだ明確ではないとしても、その基盤となるのが、高い独創的な能力をもつ個人と、新しい知識の創造と活用であることは疑いない。大学は、若い世代の創造的な能力を高めるとともに、独創的な高水準の研究を行うことによって、新しい社会の構築に決定的な役割を担うのである。

しかもそうした方向に向かって世界各国はすでに急速に動きつつある。これまでも我が国における高等教育への政府支出は対GDP比率で0.3パーセント台であって、他の主要OECD諸国においてほぼ1パーセント台であるのと比べれば、著しく低い水準にあることは、繰り返し指摘されてきた。これに加えて主要OECD諸国はここ数年の間に、高等教育の強化にむかって様々な施策を実施してきている。これらの諸国において大学評価は、高等教育への高水準の資源投入を支えるものとして位置づけられていることを認識しておかねばならない。

これまで国立大学は、その運営が非効率的であるという批判をうけてきた。それは誤解に基づくところも少なくないが、きわめて厳しい財政環境の中で、個々の大学教員および大学全体が、与えられた資源をより活用することが求められることはいうまでもない。そうした意味で、費用に応じた貢献を行っているか否かを厳しく検討する役割を、大学評価が担うことは当然といえよう。ただしそれは狭い意味で「効率性」をとらえ、短期的に非効率的とみえる大学や教員を探しだしてそれにサンクションを与えることを目的とするものであってはならない。

日本の大学とりわけ国立大学は、明治以降の近代化また戦後の経済成長の知的牽引車となってきた。そうした歴史で培われた人と組織をいかしつつ、その実績に安住するのではなく、新しい社会の創造に、どのような形で大学がその教育研究の両面において、貢献を行うことができるのか。それがいま問われているのである。そのためには幅広い視点からみずからの現状を厳しく吟味し、その活力を高めるための知恵と勇気が必要となっている。大学は飛躍を求められているのである。そのために投入された資金を活用する体制を整備し、これによって明日への知的資本への投資をさらに拡大させること、それによって長期的な教育研究水準の高度化をもたらすことが大学評価の第一の理念と考えるべきであろう。

## 透明性と自主性

第二の論点は、社会に対する透明性の確立と、大学の自主性、自律性にかかわる。

大学評価はまず、大学の教育研究活動の内容を広く国民に分かりやすく開示し、高等教育に透明性をもたらすものでなければならない。大学の教育研究活動は、きわめて専門的であるのと同時に、従来の大学自治の慣行からも、往々にして社会全体に対しては閉鎖的となる傾向があった。それが時として独善的で非効率的な運営につながることも事実であったし、またそうした現実がなくても、社会から疑惑をもってみられる傾向を助長してきた。個々の大学あるいは学部における自治の原則が、そうした形で社会からの理解を得にくくした点は否定できない。大学はいま、そうした批判や要求に対して正面から答えなければならない。しかも国立大学については情報公開法も施行され、その公正な運営に不都合を生じる恐れがある場合を除いては、情報を公開することが原則として求められる。情報の開示が、大学の運営の実態に厳しい批判を生むという事態も発生するであろうが、国費で運営される国立大学としてはそれに適切に対応することは当然といわねばならない。その上で始めて、大学における教育研究に対する、社会的な支持を得ることができるであろう。

すでにほとんどの国立大学はここ十年ほどの間に、大学の内外に情報を開示する努力を、自己点検・評価という形で行ってきた。そして自己点検・評価は大学の構成員の間に、大学のかかえる問題を直視させる点で大きな役割を果たしてきたことは事実である。しかし一般国民の目からすれば、それもまだ大学固有の論理にのっとったものと見られがちであり、また個々の大学が個別に発信することによって全体としての印象が薄かったことは否めない。そうした限界を乗り越えるためには、個別大学の外の視点から、大学における教育研究活動に関する情報を体系的に収集してこれを社会に開示するとともに、そのあり方について整理し、必要な評価を加えて社会に示すことが必要である。そうした役割を果たすものとして大学評価機関を位置付けることができる。そのためには、大学評価の過程と手続き自体が、国民と大学の双方に開かれた、透明性をもつものであることが必須の条件となることはいままでもない。

ただしそれは、大学の教育研究が一方的に監視され、評価されることを意味するものであってはならない。あくまで自主性を基本とすることによって、構成員の豊かな独創性が発揮され、それがひいては教育研究の活力を生み出す、というのが大学が大学たる所以であった。大学が単に評価される側として受動的に参加するのではなく、積極的に大学の自律的な発展に寄与するものとして大学評価を位置づけ、参加することによってこそ、大学評価が所期の目的を達成することができる。またそうした積極的な参加をもたらすためにも、大学評価に対して、個々の大学が異議を申し立てる手段も用意する必要があるだろう。

こうした意味で、社会からの大学に対する要求と、大学の教育研究の自律性との間に、生産的な緊張関係を生じさせ、それが大学に活力をもたらすような仕組みとして、大学評価を構築することが求められるのである。



## 開放的で進化するシステム

大学評価機関は、公的な機関として設立されるものであり、その評価結果は重要な意味をもつものとして社会に受け取られるであろう。従ってその運営には論理的な一貫性が厳しく求められるが、反面でそれが自己完結的で閉鎖的な「権威」となる危険を生じさせる。しかし大学評価が、社会からの要求と大学の自律性との間の、より生産的な緊張関係を基軸とするのであれば、すでに述べたように大学評価機関が、社会と大学の双方に対して開かれた組織であるように努力しなければならないことは自明である。

個々の大学は、この機関によって評価される対象であるが、それと同時に大学とその構成員が主体的に大学評価機関の活動に参加することが、効果的な評価をなりたいさせるために不可欠の条件となる。また評価の結果を個々の高等教育機関が活用して自己改革を行ってこそ、大学評価は教育研究の高度化・活性化という目的を十全に達成できることになる。大学との有機的な連関こそが大学評価の条件である。

またすでに大学に関しては様々な形で、政府機関や団体、あるいは企業などによって大学外からの評価や情報提供が行われているが、大学評価機関はこれらの評価機能にとって代わるのではなく、それらと併存しつつさらに公正かつ強力な評価機能を付け加えることによって、新しい多面的な大学評価メカニズムを形成することになる。そうした意味で既存の大学評価機能との有機的な連携が求められる。

同時に大学評価の制度には柔軟性が必要である。以上に述べた大学評価の諸課題はきわめて多岐にわたり、また相互に矛盾するところも少なくない。それに答えるシステムを、限られた期間で完全に設計することにはおのずから限界がある。附論に示したように、主要 OECD 諸国においても大学改革は重要な政治課題となっており、その中で大学評価は戦略的な位置を与えられ、大学評価の進展はすでに大きな趨勢となっているのであるが、各国の大学評価の形態には大きな違いがあるし、それぞれに様々な批判もある。例えばきわめて野心的な大学評価制度を導入しているイギリスにおいても、制度自体がまだ急速に変化する過程にある。そこから学ぶべきものは大学評価の形態そのものよりは、むしろ果敢に試行をおこない、そこから次の段階を考えるという姿勢であるといえるかもしれない。

こうした観点からみれば大学評価機関の発足の段階において完全なデザインが確定されていることを前提とすることは決して望ましいことでもない。大学評価の試行をすすめて、大学評価機関の成果を厳しく評価し、さらによいシステムをもとめていくことが必要であろう。個々の大学にとってもそうした試行をつうじて、大学評価機関による評価と、自己改革との連携のあり方を模索する、という学習過程こそが、より有効な大学評価を形成する不可欠の条件である。このように考えれば、大学評価の形態とその機能について、専門的な調査研究を行う組織・人員機能を大学評価機関が備えること、またそのための人材を養成することが重要な要件となる。

こうした意味で、組織的な可変性をビルトインしておくこと、つまり進化するシステムとしておくことが、実効ある大学評価機関を作るうえで重要である。

## 2 「大学評価」の諸側面

附論で概観したOECD諸国の例が示すように、いわゆる「大学評価」にはきわめて多様な形態が有り得る。それを参考としつつ、大学評価の様々な側面について、①評価の対象、②方法、③期待される効果、の次元にわけて以下に概観、整理する。

### 評価の対象

#### ● 着目する機能： 研究 — 教育 — 社会サービス

もっとも基本的な選択は、研究、教育、あるいは社会サービスといった大学の機能の何れを評価の対象とするかという点である。

研究機能についての評価は、発表論文数あるいは被引用点数、などの指標を用いてさまざまな形で行われている。我が国でも、科学研究費補助金や各種研究費補助金の審査については、研究業績の審査が広範に行われている。また各大学・学部自己点検・評価報告書でも教員の研究実績が発表されている例が多い。OECD諸国でも研究評価は広範に行われている。ただし研究評価の基軸は研究助成機関によって行われる、個人あるいはプロジェクトに対するものがあり、大学評価の対象として研究評価をどう位置付けるかは国によって異なる。

教育の評価については方法上の困難が大きい。それもあって本格的な評価はわが国では行われてこなかった。しかし社会一般の大学に対する不信感は、研究よりはむしろ教育面にあるといえよう。OECD諸国においても、社会的な負担に相応する教育サービスが提供されているか否かを、評価の対象とする傾向が強まっている。アメリカにおいては、教育についてきめ細かい評価はアクレディテーションの過程を通じて行われてきた。しかし最近では費用負担者への責任という観点からも、さらに教育の成果について厳しい評価を行う動きが目立ってきた。また各種財団が学士課程教育改善の試みに補助金をだすなど、システムの中に質的改善の評価とインセンティブがさまざまな形で組み込まれている。またイギリスでは1992年改正高等教育法において、教育の評価が義務付けられている。

さらに教育研究における地域の要求への対応、病院などのサービス機能、各種の情報提供、公開講座など、地域社会に対する大学の貢献も評価の重要な対象となる。アメリカの場合は、州政府による評価にこうした項目が組み込まれている。

#### ● 評価の単位： 個人 — 学科・学部 — 大学

評価の対象を、構成員、学科・学部、あるいは大学全体とするか、という点でも選択の幅がある。

研究評価の対象としては、学部・学科を単位とするものが念頭に浮かびやすい。しかし研究について評価の対象となるのは実際には個人であり、組織単位での研究成果も、構成員一人一人の業績評価の総計に過ぎない。研究面で評価を学部・学科を単位として行う理由は必ずしも自明ではない。研究分野の単位としては、日本の大学における学部は大きすぎ、学科単位での評価が必要となるかもしれない。アメリカ、ヨーロッパでは学科 (department) が単位となっている。同時に評価の目的によって組織に対する評価の意味が異なる。イギリスの場合、はじめて大学評価が行われたのは、学科単位での組織的改廃が政策的な課題となったからであった。アメリカにおける学科単位の研究評価は、

大学院生の大学選択のための情報として使われることを想定している。

教育については、学生による授業評価など、個々の授業を対象とするものが念頭に浮かびやすい。しかしカリキュラムを含め、教育がどのように構成され、また実施されているかが重要であることはいうまでもない。教育は日本の大学においては学部を単位として行われてきたから、この観点からは学部が評価の単位となる。しかし個別学部における教育は自己完結的なものではなく、全学共通教育、あるいは他専門領域をもふくめてトータルにとらえられなければならない。そうした観点からは大学全体を単位とした評価もきわめて重要になる。

#### ● 着目する局面： インプット — プロセス — アウトプット

さらに重要なのはどのような局面に注目して評価をおこなうかという点である。

もっとも直接的なのは教育研究面のアウトプットを評価することである。特に研究に関しては、アウトプットの評価は、特に自然科学で論文数、被引用度数などについて国際的なデータベースが開発されるなど、様々な手法もすでに試みられている。ただし論文の質的な側面での評価は、人文・社会科学系のみならず、自然科学においても未だ十分ではない。

教育については、教育の付加価値という意味でのアウトプットを直接に把握することはきわめて難しい。職業資格獲得者、卒業に要する年数、あるいは大学院合格者数など指標は限られる。通常はカリキュラム、教師一人あたり学生数など、教育へのインプットないしプロセスを評価の対象とせざるを得ない。あるいは学生による授業評価、満足度評価も一つの資料となるが、それが教育のアウトプットを直接に示すものにはなり難い。他方であえて教育の効果を直接測定しようとする動きもある。アメリカでは学生に対する共通学カテストも行われている。また一部の専門領域では、卒業に要する知識・技能を明確に定義する試みも行われている。これはとくに工学などにおける、国際的な職業資格認定制度の発足とも関係する。

こうした意味で、アウトプットがきわめて多面的なものであり、直接に把握することが困難なことが教育研究の評価の隘路であり、その問題は第三者による評価で特に著しく現れる。それに対して、アウトプットそのものの評価は当事者にまかせ、当事者がその評価を活かして教育研究を改善する仕組みが十分なものであるか否かを、外部からの評価者が評価する、という評価のあり方も考えられる。いわば自主的な評価・改善システムを評価するわけで、「メタ評価」とも呼ぶことができる。たとえばイギリスにおける高等教育品質保証審議会（HEQC）による監査（audit）は、こうした理念に基づいて行われている。

### 形態と方法

#### ● 評価の主体と視点： 大学内 — 大学間 — 大学外

評価の形態についてまず問題となるのは、評価の主体と視点が、大学の中と外のいずれにあるか、という点である。

個々の大学が主体となってその大学自身を評価する、という形態が「自己点検・評価」である。ただし個々の大学が主体となっても、外部の専門家を招き、その視点からの評価（「外部評価」）を行う場合もある。また学部・学科の当事者が自らの組織について評価する場合と、大学の執行部ある

いは独立の評価部門が下位組織を評価する場合があります。アメリカの適格認定において自己評価と言う場合にはむしろ後者をさす。

他方で、大学外の主体が評価を行う場合を「第三者評価」と定義しておこう。ただしこの場合でも、対象大学以外に所属する同じ専門領域の教員による評価（「ピア・レビュー」）と、さらに全く大学に関わらない政府、企業などの代表をくわえた評価も考えられる。アメリカの専門分野別適格認定は、職業団体の視点が大きな役割を果たす。またオランダなどのように、学科毎の評価に外国人を交えることをはじめから制度化している例もある。

ただし、大学内部と外部機関の別よりも、むしろ両者をどう組み合わせるかが現実的には重要な問題となるともいえる。アメリカの適格認定では、内部評価の結果に基づいて適格認定機関による評価が行われる。大学の内部でまず詳細な評価を行い、その結果を、学外からの視点でさらに評価、相対化する、という形態が何らかの形で試みられている国は多い。

● 評価の客観性： 定性的情報・内在的尺度 — 定量的情報・外在的尺度

一般に評価は、より客観的なデータにもとづくほど信頼性が高いと考えられている。この場合「客観的」とは、特定の個人あるいはグループだけでなく、幅広い範囲で受け入れられる基準あるいは尺度によって、しかも数的に計測されたことを一般には意味する。しかし高等教育については質的な側面がきわめて重要であり、こうした意味での客観性を維持できない場合が多い。

教育研究の評価の客観性についての基本的な問題は、多様な評価基準があるということである。教育については、個々の大学が固有の目的をもつことが望ましい。この場合には、被評価者が設定した内在的な基準をもとに、なおその達成度を外部からの視点で評価することが考えられる。評価する側の判断基準も多様でありえる。これに対しては、評価の手続き自体をマニュアル化することによって、実質的な外在的基準を設定することが考えられる。さらに「専門家の意見」という形で多数の専門家から意見を聞くような場合には、一人一人の専門家としては主観的な評価であったとしても、それが全体としては客観的な事実を作る、と考えることもできる。アメリカのNRCが行った大学院研究科ランキングは基本的にこの方法によっている。

いずれにせよ、いわゆる「客観性」は通常と考えられているよりはるかに相対的なものであり、評価の目的に応じて様々な方法を考える必要がある。また客観的な情報と、主観的な判断とを、どのような形で結びつけるか、という点も重要であり、この点でも多様な工夫が行われている。

● 判断の程度： 点検・情報開示 — 絶対評価 — 相対評価

与えられた情報をどの程度に加工し、判断を加えるかについても異なった方法がありえる。

一方で、収集した情報を、そのまま提示するという方法も考えられる。自己評価における点検・情報開示がこれにあたる。外部機関が多数の大学について、特定の指標を示すこともある。ただしこの場合でも、どのような種類の情報を収集するか、という項目の選択自体にすでに一定の意図が働く。

判断を加える場合でも、多次元にわたる項目についての判断を並列し、コメントあるいはアドバイスにとどめる場合がある。個別大学が自主的に外部からの評価者を依頼する外部評価の多くはこの形態をとる。第三者が行う場合でも、日本の大学基準協会の「相互評価」はこれにあたる。フランスの個別大学に対する評価も基本的にはこの形態をとっている。

さらに一定の基準に照らして、それを満たしているか否かを焦点とするのが適否判定であって、これは従来の大学評価の基本的な形態となってきた。日本の大学基準協会による加盟判定、アメリカの適格認定制度、韓国大学教育協議会の大学認定などがこれにあたる。この形態は厳格に適用されれば、個別機関にとっては厳しい評価形態であるが、むしろそのために実際には非適格という判定をすることが難しくなり、かえって実効性がなくなるという批判もある。

新しい評価形態には、二分法をとらず数段階の評点をつけるケースも多い。たとえばイギリスの研究評価（RAE）では、学科の研究水準が7段階に評価される。さらに段階を増やし、精緻化していけば、単一次元での連続的尺度によって評価が行われることになる。アメリカで行われている「パフォーマンス指標」の作成はこれにあたる。これも多くの大学に対して行えば相対評価となる。さらにそれを並べ替えることによって、大学・学部ランキングが作られる。ただし、それが伝える情報は、まったく違った意味をもって読み取られる可能性があることに留意しておかねばならない。

### 期待される機能

第三の重要な視点は、大学評価がどのような機能を果たすことが想定されているのか、という点である。

#### ● 情報提供の対象と形態： 大学自体 — 政府 — 学生・家族・メディア

大学評価の結果を利用する主体として想定されるものは大別して、第一に評価される大学自体、第二に文部省あるいは財政当局、第三には大学入学希望者、両親あるいはメディア、の三つがある。そのそれぞれによって情報提供の内容、形態などについて配慮すべき点が異なる。

大学評価の結果は公開されることが原則である。しかし、日本の大学基準協会の相互判定結果は対象大学にのみ提供されていて、一般には公開されていない。評価結果の公開は大学にとって死活の問題ともなりかねず、抵抗が強いことを反映するものであるが、非公開性が、制度自体を不透明にし、評価自体の意味をも失わせているという批判をも生じさせることも事実である。

さらに評価の資料、判断の根拠については、どの程度の公開を行うかは微妙である。アメリカの適格認定については、認定結果自体は公表されるが、審査団の意見などは被評価大学にのみ示される。イギリスの研究評価（RAE）では、各専門分野によって評価手続きが少し違うといわれるが、詳細は大学にも社会に対しても公表されていない。また審査委員の氏名については公開することによって生ずる問題も少なくないことが指摘されている。一部の国では不正が行われた例もあるという。

結果の発表形態については、フランスの大学評価機関は大学ごとに一冊の報告書を発行している。イギリスの研究評価では、研究分野ごとに報告書が編集され、各大学が横並びで記述されている。ただし評価がその根拠を含めて公表されるとしても、それが詳細であるほど、発表の形態が難しくなってくる。詳細については冊子を作成せず、インターネットのみで公開するものもある。

#### ● 直接の機能： 自己改革 — 選択・選別 — 資源配分

次に、評価の結果が直接にどのような具体的な行動と結びつけられているかという問題がある。

まず、被評価大学（学部）が自己改革に利用することが考えられる。アメリカの適格認定は10年ないし5年に一度行われるが、大学自体も5年周期の長期計画を作る場合が多く、外部からの評価が内部の計画と連動するメカニズムが形成されている。また「ベンチマーキング— benchmarking」

(大学の自己改革の方針を形成する際に、同じような条件をもつ他大学と広範囲での項目を比較することによって、自大学の改善すべき点を明らかにする)といった大学改革の方法も欧米の大学では浸透しつつある。この場合には、他大学についての詳細な情報が、自己改革のカギとなる。

大学評価は、学生の進学選択のための情報としても用いられる。この場合にはむしろ多次元の情報がそのまま供給されるほうが意味がある。さらに大学に加えられた評価自体が一つの情報ともなる。アメリカにおける適格認定制度はまさにこれを目的としているのであって、多様な大学のうち一定の条件をそなえた大学について、消費者に対して品質保証をする機能をもつ。インパクトのもっとも強い情報は大学ランキングであるが、学生の選択のための情報としては意味が少ないという批判がある。

政策的な焦点となるのは、政府補助金との関係である。アメリカでは、適格認定をうけた大学の学生のみが連邦政府奨学金の受給資格をもつ、という形で間接的な関係があった。最近では、州政府の州立大学に対する補助金を、達成度指数と結びつけるという形で、より直接的な関係が指向される傾向がある。またイギリスの研究評価は大学への政府補助金の研究費部分を大きく左右する。フランスにおいては現状では大学評価は補助金と直接に結びつけられていないが、これを結びつけることが検討されている。

#### ● 長期的な効果： 高度化 — 効率化 — アカウンタビリティ

評価の一つの役割は、政府資金の使途の透明性を高めるとともに、それが社会の利益をもたらしていることを示す、という意味でのアカウンタビリティの確保である。アメリカの州政府による達成度指標にはこうした考え方が色濃く反映している。しかし社会の利益がより直接的、短期的にとらえられる場合には、大学の内在的な論理と厳しい緊張を生じさせる場合が少なくない。

大学評価の目的としてあげられることが多いのは教育研究の「効率化」である。しかし大学評価が具体的にどのように効率化に結びつくのかは必ずしも自明ではない。一般に評価が競争的環境をつくり、個々人により生産的であろうとするインセンティブを生じさせるともいわれるが、組織としての大学に対する評価がそうした効果に結びつくには様々な要因が介在するはずである。より端的な評価の効果は選別・淘汰によるものである。高い評価を得る大学・学部は、比較的に高度の効率をもった部分であるから、これに資源を集中することによってシステム全体の効率性を高めると考えられる。イギリスでの研究評価は、学科の一部廃止を目的として始まったのであり、現在でも研究大学と非研究大学とを差別するとともに、学科の統廃合を進めるために使われているという見方がある。しかし良い評価を得る機関はもともと資源・人材が恵まれており、そうした機関にさらに資源を与えても、システム全体としての効率性が向上するとは限らないとも考えられる。

また選別・淘汰による効率化が、日本の社会教育全体の研究水準の高度化をもたらすか否かも自明ではない。アメリカの場合には各州において厳しい評価が行われる傾向があることは事実だが、州の間には州立大学の質をめぐって競争があり、いずれかの州の大学が研究大学として淘汰されるということは起こらない。それによって全米では一定の水準の研究大学が百以上の規模で存続が可能になっており、その間の競争が研究水準の高度化をもたらしているという見方もある。こうした意味では十分な数の大学が競争することが高度化の前提となるのであって、いたずらに淘汰を行うことはむしろ逆の結果をもたらすことも考えられる。

いずれにしても大学評価の長期的な効果については、議論しなければならない点が少ない。

### 3 具体的な検討の方向

上述のように大学評価には様々な側面があり、具体的な形態もほぼ無数に存在する。その中から我が国の大学評価機関のとりべき形態を選択していくのがこれからの課題である。そうした作業の方向を探るために、とりあえず考えられる具体的な大学評価のオプションを以下の三つにわけて検討した。

#### A： 専門分野別の学部・研究科評価

まず第一に考えられる方向は、専門分野別に、個別の学部・研究科、研究所等についてその教育研究を評価する、という形態の評価である。具体的な方法としては、専門分野ごとに評価委員会を組織し、これを主体として評価を行うことになる。

##### ● 形態

このタイプの評価の大きな特徴は、定量的情報のみならず、定性的情報をも判断の基準とした、総合的なものであり得ることである。しかし評価の基準、判断の程度についてはいくつかの形態が有り得る。それに応じて下の三つのバリエーションが考えられる。

##### A1 定性的な評価：

大学がみずから設定した目標に基づいて、大学評価機関（評価委員会）がその達成度を評価し、また他大学と比べて優れている点、劣っている点、具体的に改善すべき点などを定性的に述べ、必要な改善勧告を行う。

##### A2 合否の判定：

一定の基準を満たしているか否かについて合否の判断をする。この場合の基準については、内在的、外在的の両方の場合が考えられる。ただしいずれにしても、どのような範囲の情報から、どのような手続きによって判断をするかについては標準化されなければならない。

##### A3 評点の付与：

もっともラディカルな形態として、数段階、あるいは連続的尺度による評点をつけることが考えられる。後述の大学情報データバンクの一つの形態としての、総合達成度指数と同様の結果をもたらすが、評価委員会による判断が介入する点が異なる。

上記のいずれについても、さらに細部にわたって、さまざまな形態が考えられる。特に対象については教育と研究のいずれか、あるいは双方を行うのかによって、内容が相当に異なることになる。また対象の単位も、学部・研究科が適当か否かについても選択の余地がある。

##### ● 既存の類似活動と外国の事例

上記の A2 は形態のうえでは、大学基準協会による現行の加盟判定と大きく異なるものではない。また A1 および A3 も、結果が必ずしも公表されない点を除いては、大学基準協会の相互評価においてすでに行われているともいえる。もし新しい大学評価機関がいずれかを目指すのであれば、機能的には重複の印象を免れない。いずれにしても現行の基準協会が行っている評価活動との何らかの調整が必要になる。また実施に際しても、評価委員の委託などの点で大学基準協会との競合も生じ得るし、大学側の負担も二重になる。

諸外国の事例では、A2にもっとも近いのが、アメリカの専門分野別適格認定制度である。A3は、イギリスにおける研究評価（RAE）がもっとも近い事例である。この方向での検討を進めるのであれば、イギリスでの組織・形態との詳細な比較が必要である。

#### ● 期待される機能

A1は直接に学部の改善・改革に資する機能をもつ。ただしこの場合には、改善を強制する力はないことはいうまでもない。A2の場合には大学としての適否を示すことになる。韓国では、大学全体について、適否判断を行うという形の大学評価が行われたが、これに合格するために私立大学が教員を大きく増員し、質的な改善が進んだという。しかし同様の機能が日本において必要あるいは可能か否かには議論の余地が少なくない。

A3が日本で行われれば、それだけでかなり大きな効果が生じるものと思われる。ただ前述のように、イギリスでこうした評価が導入されたのは、イギリス固有の高等教育の構造を反映していた面が少なくない。それと日本の状況は大きく異なっており、日本においてどのような機能をもつかは慎重に検討する必要がある。

また学部・学科を単位とする評価は、大学全体にまたがる活動についての評価には及び得ないことにも留意しておきたい。特に教育については、個別の学部だけでなく全学的な視点から見直しを行うことの必要性が指摘されており、この点で重要な限界が生じる。また研究面でも既存学部・研究所を越えたネットワーク型の研究が拡大している。アメリカの適格認定あるいは達成度指標による評価も、基本的には大学全体について行われており、こうした観点からの検討も必要であろう。

#### ● 実施上の問題

この方式の最大の問題は、一応の成果を得るために相当の時間と精力を要する点である。この型の評価では、すべての学部、あるいはすべての国立大学について評価が行われないと、所期の目的の核となる部分が達成されない。しかし現在、日本の大学には、約1400の学部があり、国立大学の学部だけでも、350以上にのぼる。さらにたとえば、国立の工学部および類似の学部だけでも70近くに達する。

国立大学の工学部のみに対象をしぼり、毎年10学部を並行して審査したとしても、作業開始から完了までに7年かかることになる。もちろんそれは、評価の精粗にもよるのであるが、少なくとも最初の段階では拙速は避けなければならないのはいうまでもない。また評価は実際にはボランティア・ベースの評価委員を主体として行われることになるのであろうから、作業の速度には自ずから限界がある。したがって評価が一巡し、その結果が公表されて、国立大学の姿勢を示す、という効果があらわれるのはかなり先にならざるを得ない。

また特にA3の形態で評価が行われ、またそれが何らかの形で補助金の配分に関係するとすると、評価の手続きと、その根拠についてきわめて慎重な準備が必要になる。また評価委員に対する社会的な圧力も少なくないものと思われる。現在の科学研究費補助金の審査は匿名で行われているが、その実態は公正であるとしても、反感や疑惑を表明する大学人も少なくないことは事実である。大学評価は組織自体について判断を行うわけで、科学研究費審査よりもさらに影響が強いわけであるから、批判もさらに強くなることは容易に想像される。



## B： 大学情報データベース

第二の方向は、大学評価の情報収集、整理、公開システムとしての側面に注目する。大学についての情報をできるだけ幅広く収集し、これを体系的に整理し、さらに意味のある情報をそこから引き出す、という作業は審査委員による判断による評価に比較し得るほどの機能を、大学の教育研究の改善に果たし得る。

### ● 対象と方法

この型の評価の特徴は、かなり多様な対象を設定し得ることである。評価の対象としても、研究、教育あるいは社会サービスのいずれをも含み得る。評価の単位についても学部・学科レベルから、大学全体もカバーし得る。また着目する局面もインプットだけでなく、プロセス、アウトプットのいずれについても指標を取り入れる可能性がある。情報の処理の程度に応じて、いくつかの形態がありえる。

#### B1 大学データベース：

各データ項目について各大学・学部のデータを記載したマトリクス形態のデータベースを作成し、それをそのまま公開、提供する。基本的なものについてはオンライン化することによって、利用者はさまざまな指標を抽出することができる。

#### B2a 大学プロフィール：

上のデータベースを基礎に、共通のフォーマットを用いて、個別の大学についての情報をまとめて提供する。たとえばすべての国立大学について、そのプロフィールを集めて小冊子とすることも考えられる。

#### B2b 項目別大学一覧：

個別の項目について、横並びで個別大学についてのデータを示す。たとえば、「4年間で卒業する学生の割合」という見開きページには、各大学の平均値が並べて表示される。さらに指標の値の順に大学をならべかえることもあり得る。

#### B3 総合達成度指標：

上記のデータベースにはきわめて多数の次元が含まれるが、これを何らかの公式により、少数あるいは単一の総合的な達成度指標(Performance Indicator)に還元する。それを各大学、学部・学科について算出する。

なお上記のいずれの場合においても、既存の情報が不足するような場合、特に大学の教育面での情報については、評価機関が独自に情報を開発する必要も生じるものと思われる。この意味で大学評価機関が調査機能をもつことが必要になる。

### ● 既存の類似活動

大学についての情報は、すでに大学入試センターのハートシステム、学術情報センター、民間受験産業などがさまざまな情報を収集し、提供している。しかしそれぞれに目的が限定されており、信頼性に問題があるものもある。こうした観点からは、大学情報を詳細かつ体系的に提供することには意味がある。

主要 OECD 諸国ではほとんどの国で、大学の基礎的情報についてのデータベースが開発されている。ドイツについては大学教育情報システム (H I S) が独自の調査研究部門をもつとともに、みずから開発した情報を含めてデータベースを構築している。アメリカ合衆国においては、全米研究審議会 (N R C) が研究関連で独自のデータベースをもつほか、各州がデータベースをもち、それをもとに、総合達成度指数を作成している州も多い。また州立大学への補助金の算定根拠にデータベースを用いる場合も少なくない。

#### ● 期待される機能

個別大学にとっては、B1、B2a、B2b については、自己評価、改善計画の作成を行う際に客観的な視点を与える。前述のように欧米の大学では、自己改革の手法として「ベンチマーキング」

(benchmarking) が注目されている。他大学との間で、様々な指標を詳細に比較することによって、独自の改善の方法を明らかにする。そうした意味で個別大学が自分の個性をどこに発揮しつつ改善を行っていくかを考えるうえで重要な契機となりうる。

他方で社会全般にとっては、B1 のデータベースそのものはあまり興味をもたれないかもしれない。B2b のような横並びの比較は、メディアにもわかりやすい内容にすることも可能であり、社会的に興味をもたれる可能性はある。逆に個別大学にとっては、相当ショッキングな事実も明らかになる可能性もある。

B3 の達成度指標については、相当のインパクトがあり得る。単一次元に還元されるのであれば、そのまま一つの総合的なランキングに結びつく。また政府からの補助金の配分に用いられる可能性がある。こうした場合に、社会および大学にどのような影響が生じるかについては、慎重に検討する必要がある。

ただしいずれについても、数量化された指標の存在が前提とされており、研究機能あるいは社会サービス機能などについては有効であるが、教育については新しい指標を開発できるか否かによって、有効性が左右される。

#### ● 実施上の問題

このタイプの評価の特徴は、小規模であれば早期に作業に着手できる点である。一定の規模の大学プロフィールあるいは項目別大学一覧であれば、国立大学全体を対象としてもたとえば 1 年程度の作業で一応の結果を出すことも不可能ではない。

ただし前述のように既存の指標には限りがあり、個別の指標について独自のものを開発するなどすれば相当の努力を要する。たとえば研究について発表論文、あるいはその引用頻度、あるいは教育について卒業生の就職状況など、詳細なデータを作成するとなれば膨大なコストと時間を要する。

また特に総合達成度指標の作成については、どのような指標から、どのような計算方式を用いるのか、といった技術的な問題もすくなくない。そのための専門家による分析作業が必要となる。それはまた、総合達成度指標がどのように使われるのか、という議論と切り離して考えられない。

## C: テーマ別の大学審査

第三の方向は、特定のテーマについて全ての大学を対象とした評価、を検討することである。テーマは大学改革の課題に関連するものを選び、一つのテーマについて全（国立）大学を対象として評価を行って一ラウンドとし、さらに次のテーマを選ぶ。いわば課題解決型の評価ともいえる。

### ● 内容と形態

これは前の二つと比べて、新しいタイプの評価であり、諸外国の先例も必ずしも多くない。従って、現在の時点でその具体的なイメージを例示することはできない。それに代わって以下に、そうした形の評価に必要と思われる構成要素を、三つに整理した。

#### (1) 特定テーマについての各大学の自己評価

大学評価機関が設定したテーマについて、各大学が基本的な評価項目について、関連データを作成し、共通のフォーマットに記入する。さらに教育機能をテーマにするのであれば、学生に対して共通の調査表を用いたアンケート調査を行い、それを用いることなども考えられる。そうしたデータをもとに各大学が自己評価を行い、基本的なデータとともに大学評価機関に提出する。

#### (2) 大学評価機関による評価

各大学の報告書をもとに評価委員会が評価を行う。評価委員会が独自の視点から各大学のデータを分析するとともに、各大学が行った評価を参考にして、独自の判断を加える。大学が設定したそのテーマについての具体的な改善への方策についても評価する。大学が自分で行う評価を、さらに評価するという意味で、メタ評価ともいえる。

#### (3) 審査結果の公表

審査結果の提示については個別大学についてコメントをつけ、たとえば「(国立) 大学白書」といった形にまとめる。特に先進的で重要な試みについては、特記し、紹介することもありえる。メディアなどに分かりやすい形の公表形態も考えられる。

評価のテーマとしては教育研究、社会貢献など様々なものが考えられる。

### ● 既存の類似の活動と外国の事例

大学の自己評価では、総合的・一般的なものほとんどだが、一部に特定のテーマについて特集をする動きも生じてきている。他方でメディア、とくに受験産業はむしろ、大学教育についての情報提供に視点を集中している。

諸外国の例をみると、こうした形でのテーマ別評価に、そのまま対応と思われるものはみあたらない。フランスの大学評価機関はテーマ別の評価報告書を1—2年に一回程度の割合で発行しているが、全国の大学を概括的に扱い、個別大学についての評価はあまり含まれていない。アメリカにおいては遠隔認定制度、州による達成度指標による評価のいずれも、特定のテーマを扱うことはない。しかしカーネギー財団などが独自の調査をし、大きなインパクトを与えてきた。他にも財団などが、特定の目的を設定して補助金を供与することが多く、これが実質的にテーマ別の評価の役割をも担っている、とみることができる。とくに教育の改善についてはそうした例が多い。

## ● 期待される機能

このタイプの評価は特定の領域について、各大学が抱えている問題点を発見させ、その改善の試みを刺激し、支援することを目的としている。特に、大学教育の質を国立大学を通じて改善することが当面の最大の課題であるとするれば、それを推進するにはこうした方法が最も有効かもしれない。同時に、テーマとしてとりあげた問題全般について、現状を分析、評価し、さらにその改善のための方策をたてる、という意味での経営能力の強化を各大学において誘発する、という効果も考えられる。

社会に対しては、前述の学科別評価あるいはデータベースという形での評価はあまり分かりやすい情報開示のありかたではない。他方でランキングは社会の注意をひきやすいが、評価の本来の意図から離れてうけとられやすいところに大きな問題がある。そうした意味で、教育などの具体的な問題について、個別大学の現状と改善への姿勢を明らかにすることには意味があるともいえる。

また必ずしも絶対的な評点をつけなくても、少数の先導的試行を選んで、推奨することはできる。そうして選ばれた試行に対して、たとえば政府資金から小額の奨励的資金を配分する、あるいは民間の協力を得て、特別の時限付きグラントを与えることも考えられる。またその成果について数年後に評価を行うことなども考えられる。こうした点では、小回りの利く地方大学において積極的な試みが行われる可能性も小さくなく、研究のアウトプットのみでの評価で生じるアンバランスを是正する効果もあるかもしれない。

## ● 実施上の問題

この第三の方向での評価が具体化するためには、相当の創造的な工夫が必要となる。上述のように諸外国でも部分的に似た試みはあるが、こうした評価を全国的な規模で体系的に行う例は多くない。具体的な方法をまとめ、その効果などを分析するのに大きな努力を要するものと思われる。こういった点での詰めが短期間に可能であるか、否かは明らかではない。また実施するとしても、具体的なテーマをどう設定するかが重要である。

同時にこのタイプの評価の成否は、個別の大学がいかに主体的に参加し、またこれに連動して改革を行うか、という点にかかっている。国立大学のみを当面の対象とするとしても、99大学のすべてが自己点検・評価の体制を整え、また大学評価機関の評価項目すべてについてデータを提供し、現状の問題、また機構上の問題について報告書を提出することが前提となる。大学の間でそうした合意が形成され、また体制が整うか否かが、具体化のカギとなる。

## むすび： 今後の検討課題

以上、検討作業を始めるための出発点として、三つの方向を検討した。これに含まれない方向で重要なものもあろう。またはこの三つも必ずしも相互に排他的なものではなく、それらの中間的なものも可能であろうし、また平行して実施し得るものもあるかもしれない。そうした可能性を含めて、

●試案の設定・変更 → ●期待される効果の検討 → ●実行可能性の検討 →

というサイクルを繰り返して、我が国の高等教育の課題に最もよく応えうる具体案を、これから柔軟に模索していかねばならない。

またその際には長期的な視点と、短期的な視点とを区別することが必要である。上述のように大学評価については慎重に検討すべき点が多い。また評価機関が「進化するシステム」でなければならないこともすでに強調した。しかし他方で国立大学をめぐる情勢は緊迫しており、大学評価についても具体化が急速に進もうとしている。国立大学の姿勢をなるべく早く社会にアピールしその支持を得るために、効果的でしかも早期に実行可能な評価形態について早急に検討を進め、何らかの成案を得ることが必要である。

個々の大学においても、大学評価の理念と具体的なあり方を十分に検討し、大学評価についての国立大学の総意を形成していく基盤を作ることが必要である。将来にわたっては大学評価の活動に主体的に参加し、大学評価の結果をみずからの改革への努力に有機的に結び付ける体制を構築することが求められる。その充実の度合いが大学評価機関のあり方をも規定していくことになる。こうした意味で個々の大学での議論と体制の整備がきわめて重要である。

また大学評価を効果あるものとするには一定の条件が必要であり、その整備を求めていくことも必要である。大学評価を高等教育への公共支出の削減の手段とするのであれば、教育研究の高度化・活性化を望むべくもないことはいうまでもない。高等教育への資源投入の増加が、効果的な大学評価と組み合わせられることこそが、日本の高等教育に飛躍をもたらす基本的な条件である。また大学評価の重要な機能は、各大学における小規模の試行について、その結果を評価することによって、優れた試行を大学全体の改革に結びつけていくことにある。しかし残念ながら、現在の国立大学の制度的な枠組みでは、そうした試行に対する制約が大きい。こうした意味で制度的な柔軟性が、重要な条件となる。

このように考えれば、検討すべき点はきわめて多く、また与えられた時間は必ずしも長いわけではない。各大学における検討と、本委員会の作業とを有機的に連携させつつ、議論をこれから精力的に進めていくことが必要である。

## 附論： 主要 OECD 諸国における大学評価

アメリカ、イギリス、韓国、フランス、ドイツにおける大学評価の概要を、以下に簡単に整理する。

### アメリカ合衆国

アメリカの大学評価は、きわめて多様な主体によって、多様な形態で行われていることが特徴である。

#### (1) 適格認定 (Accreditation)

その主軸となってきたのは 19 世紀にはじまった適格認定制度で、現在は機関認定 (Institutional Accreditation) と専門分野認定 (Program Accreditation) からなる。前者は全米で六つの地域適格認定協会が、個別大学の特に教育面について行うもので、適格と認定されれば、協会への加盟が許されるとともに、加盟校を称することが許される。またこの認定を受けることが連邦政府の奨学金を学生に支給する条件とされてきた。各大学は、本審査を 10 年に一回、その間に中間審査を一回受ける。被評価大学は自己評価のための組織をもっており、それが自己評価報告書を作成し、適格認定機関が組織する評価委員会は報告書を審査するとともに、被評価大学に対して訪問調査を行う。専門分野認定は、職業団体が関連する専門学科での教育課程を審査する。この認定を受けていないと、卒業が職業資格に結びつかない。

適格認定制度は、大学人がボランティアとして、大学を審査しまた助言を与える、という精神をもとに運営されてきたが、特に機関認定についてはそれが仲間うちの馴れ合いを生み、透明性を損なっている、という批判もある。また地域適格認定協会の再編も進んでいる。

#### (2) 達成度指標 (Performance Indicator - PI)

他方で、特に州立大学についてはさらに厳しい評価を求める声も強い。そうした背景から、州政府が達成度指標を作成し、それを大学への補助金と結びつける傾向が強くなってきた。現在、50 州のうち 35 州でそうした試みが何らかの形で行われているという。総合指標の構成には、教育面での付加価値、地域へのサービスといった面での指標がおおきなウエイトをもっている。直接に補助金に結びつけることに関しては、高等教育の専門家の間では批判が強いが、政治的にはきわめて強い潮流となっている。

#### (3) その他の評価機能

納税者あるいは高額授業料の負担者への責任、という観点から特に教育面における効果を測定し、それを改善に活かす、という動きがここ十年ほどの間に強まっており、そのためのコンサルティング会社などもできている。また研究に限っては、NSF などの連邦補助金配分機関が研究プログラムについて独自の評価を行うとともに、全米研究審議会 (NRC) などが分野別の大学院評価を非定期的に行っている。また US ニュース・アンド・ワールド・レポートなどがメディアによる評価もある。また各種の財団は、大学における教育研究について補助金を出資するが、学部教育の質的改善にも重点をおいており、先導的な試行の計画を事前に評価し、補助金を与えるケースが少なくない。これが大学教育の改革の重要な梃子となっている。

<sup>1</sup> 「大学評価機関に関する研究会」(阿部博之研究代表)の調査のほか、以下の文献等を参考とした。『IDE-現代の高等教育』特集「大学評価の新展開」(1998年10月)、同特集「大学ランキングを問う」(1999年3月)。Martin Cave et al. *The Use of Performance Indicators in Higher Education*, 1991. なお各国の大学評価機関等のウェブサイトは以下のようなものがある。イギリス <http://www.qaa.ac.uk/>, アメリカ <http://www.ed.gov/offices/OPE/Students/Accred.html>. フランス <http://www.cne.mesr.fr>.

## イギリス

イギリスはここ 15 年ほどの間に、ラディカルな高等教育改革とともに、大学評価制度を急速に発展させ、ヨーロッパ諸国から注目されている。現在では主要な評価は、下記の(1)から(3)の形で行われており、さらに(4)が新設されようとしている。

### (1) 学科別研究評価 (Research Assessment Exercise - RAE)

イギリスの大学評価はサッチャー政権の下で、高等教育支出の削減が強行される中ではじまった。1985年に大学補助金審議会(UGC)が、各大学の学科ごとに研究評価を行い、その結果を公表するとともに、評価結果の良好でなかったものについて改廃を行ったのである。またこの評価は、政府補助金の研究費補助部分(補助金総額の約3割)のうち一部(14%)の算定に結びつけられた。その後、大学補助金委員会は、高等教育財政審議会(HEFC)に改組されたが、学科別研究評価は3-4年に一回の周期で実施されている。1996年に行われた第4回では69の領域で評価が行われ、7段階の評点が公表された。また政府補助金の研究費補助部分のほとんど全額が評価結果によって算出されることになった。評価を直接的に補助金と結びつける傾向が強まっているといえよう。ただしその背景には、1991年から従来のポリテクニクが「大学」と制度上は同格となり、こうした新大学と従来の研究大学とを、補助金の配分上で何らかの形で差別する必要が生じていることがある。研究費助成ゼロの査定を受けているのはそうした新大学が多い。

### (2) 学科別教育水準評価 (Teaching Quality Assessment - TQA)

さらにイギリスでは1990年代にはいつて、高等教育における教育の質に注意をむけるべきだという社会的な要求が強まり、1992年改正高等教育法では、教育についての評価が義務付けられた。これをうけて高等教育財政審議会(HEFC)は、教育水準評価を1993年から行った。<sup>2</sup> 学科を対象として61の領域で行われ、審査委員会は定量データを検討するとともに、各大学に3日間程度の訪問調査を行った。カリキュラム構成、学生の達成度など6つの項目について、それぞれ4段階の評点をつけた。いずれかの項目について段階1の評価が与えられた場合は、補助金の教育部分を停止する措置がとられた。

### (3) 高等教育品質保証審議会 (Higher Education Quality Council-HEQC)

上の二者が政府機関によって行われてきたのに対し、大学のイニシアティブによって推進されてきたのが、イギリス学長協議会(CVCP)による、自己評価の監査活動である。学長協議会の下に大学監査ユニット(Academic Audit Unit)がおかれていたが、これが1992年に高等教育品質保証審議会に発展した。各大学で行われた自己評価をもとに、教育研究面での改善のためのメカニズムが十分に機能しているか否かを、いわばメタ評価する。1996年までにこの評価は全大学を一巡した。

### (4) 高等教育水準保証機構 (Quality Assurance Agency - QAA)

上述の(2)と(3)の機能は重複しているため、これを統合した独立の強力な評価機関として、1997年に財団法人の形で設置されたのが、高等教育水準保証機構である。ただしこの機関の性格についてはまだ不確定な要素が多い。政府の高等教育についての諮問をうけて1997年に発表された「デアリング報告」は大学の教育機能の強化を重要課題として提起し、これをうけてこの高等教育水準保証機構の評価を財政補助と直結されることも検討されたが、少なくとも現在のところ制度化されていない。また大学側の自主的な取り組みを無視している点について、とくに有力大学の抵抗も強いことが伝えられている。

<sup>2</sup> イギリスの大学評価は連合王国の構成地域によって異なり、以下は主にイングランドの例を述べる。

## 韓国

アメリカの機関適格認定のスタイルをもとに、それを政府の支援のもとに強力に推進しようとしているのが韓国である。評価の主体は「韓国大学教育協議会」(KCUE)で、これは大学間の社団法人として発足したが、1984年に特殊法人となり、運営費の半分を政府からうけることになった。アメリカの地域適格認定団体、日本の大学基準協会が独立の社団、財団法人であるのと比べれば、政府関連機関としての色彩が濃い。専門分野別評価は1992年から始まったが、1996年から個別大学についての「大学総合評価」が始まり、1998年末までに187大学のうち、92大学が適格認定をうけた。大学総合評価では6分野100項目について、大学の自己評価、訪問調査(8人1組、2週間で3-4大学)などをもとに判定をおこなう。<sup>3</sup>非適格の判定をうける可能性がある場合は申請を取り下げるので、これまで非適格大学は生じていない。しかし適格認定をうけられない場合に社会的な地位を失うことをおそれる空気が強く、私立大学の多くが評価にそなえて教員を大幅に増員するなどの措置をとっている。なお私立大学に対する政府助成が1991年から始まったが、その補助額の算定は政府が別に独自に行う大学評価の結果を用いている。

## フランス

1984年の高等教育法改正により「大学評価委員会」(Comite National d'Evaluation - CNE)が、専門機関として設置され、これまで15年間にわたって活動してきた。評価は、個々の大学総体を評価する機関評価、専門分野別評価、テーマ別評価の三つに別れる。機関評価に関しては1996年までかかって全国79の大学について一巡し、二回目の評価をうける大学もでている。評価結果は大学ごとにすべて冊子として発行されている。大学の自主性を重んじることを原則としており、評価報告書も質的な側面を重視した総合的なものだが、評価委員の個性によって内容に精粗があることは事実で、厳格な「評価」がどの程度達成されているかについては批判がある。こうした点から、1998年にだされた高等教育についての政府「アタリ委員会」報告では、より徹底した評価を行う「高等教育評価機関」(Agence Supérieure d'Evaluation)を設置し、これを補助金に結びつけることを提案している。

## ドイツ

比較的に大学評価の整備が遅れていたが、いま急速に事態が変化しつつある。これまでも大学評価の必要はドイツ学長会議などから繰り返し勧告されてきたが、高等教育は邦の権限に属するので全国的な動きは鈍かった。しかし最近になって「北ドイツ大学連盟」に属する5大学の評価ネットワーク(1994年)、およびニーダーザクセン邦大学中央評価機関(1995年)が設置された。これらの例では、自己評価報告書が作成され、それに対する外部評価をもとに報告書が発行されるほか、指摘された点についての改善の評価も行われる。並行して「大学情報システム」(HIS)によって大学関連情報の開発と体系化も行われてきた。さらに昨(1998)年には連邦の「大学大綱法」(Hochschulrahmengesetz)が改正され、大学評価の実施、その結果の公開の義務が明文化された。これをうけて各邦において現在、大学評価にむけての体制、組織整備の作業が進行中である。をここ一、二年のうちに、ドイツの大学評価は大きく進展するものと考えられる。

<sup>3</sup> 指標を加重平均して単一の指標を作り、それが一定の水準に達するか否かで合否を判定する。